

コロナ禍における理学療法学科臨床実習の取り組み

財津真人*1

はじめに

本校では4年次の4月から9月までの期間に、10週間の総合臨床実習を2期実施している。2020年度は世界的に猛威を奮った新型コロナウイルス感染症（以下、コロナ感染症）の流行が懸念される中、理学療法士養成校においては医療機関での臨床実習を実施するかどうかの検討がなされ、ほとんどの養成校では学内実習に切り替え実施する状況にあった。そんな中、本校はコロナ感染症拡大の影響による全国的な緊急事態宣言の発令に伴いI期目の実習では実習中断を余儀なくされたが、II期目の実習では一部コロナ感染症の影響による中断や実習地変更があったものの、何とか実習を完遂することができた。

本稿では、2020年度におけるコロナ禍での総合臨床実習の取り組みについて、実習施設および学校側の協力体制や工夫点などについて報告する。

1. 総合臨床実習I期目【2020年4月6日～6月13日】

4月初旬当時、首都圏においては緊急事態宣言が発令されていたものの、岡山県には緊急事態宣言は発令されておらず、本校では入学式等の学校行事、その後も通常授業を開始することが決定していた。本校理学療法学科の臨床実習は県内で最も早い4月初旬から始まることもあり、学内も通常授業をすとの判断から、学外実習である総合臨床実習も通常どおり開始することを決めた。

1) 実習前動向確認（健康チェック・実習施設確認）

実習前の動向について、学内においては3月に入ってから全学生・教職員に対し、毎日朝夕の健康観察表のチェックを義務付け、登校（出勤）時にはマスクの着用、手洗い消毒および三密の回避の徹底を周知させた。新4年生に至っては4月からの臨床実習を前に、アルバイトや遊戯等の制限はもちろんのこと、帰省も含めた県外移動制限を設けた。

2) 自宅待機措置

I期目の実習では5名の学生を自宅待機措置とした。うち3名の学生は、コロナ感染症拡大の懸念から、実習開始直前に実習配置予定施設から急遽実習受け入れ不可の連絡が入り、実習開始まで最大2週間の遅れが生じた。当該学生については、実習施設が手配できるまでの間、学校に登校させ実習に関係することを学習させることで学内実習と位置付けた。県外実習施設に関しては、1施設のみ実習施設（当該県）に移動後2週間の自宅待機の指示があった。宿舎（レオパレス）での2週間の自宅待機後、体調不良がないことを確認したうえで実習開始となった。また、他の県外実習施設において、実習開始3日目に37.4℃の発熱があり、翌日から2週間の自宅待機措置となったケースもあった。なお、昨年度はこのケースも含め発熱等体調不良による欠席に関しては、すべて出席停止扱いとした。

*1 玉野総合医療専門学校 理学療法学科

3) 学校閉鎖（休校措置）

4月4日に行われた入学宣誓式は学科ごとの縮小した形式で実施し、5日から通常講義を実施する予定だったが、全国的に緊急事態宣言が発令されたことにより急遽、休校措置が決まり、4月19日から5月6日、さらに5月31日と、国内の動向に合わせ段階的に学校の休校措置が延長された。そんな状況下で総合臨床実習に関しても実施するかどうか議論はあったが、臨床実習は学外実習という位置付けであったこと、実習施設も県内を中心に近隣県のみであったこと、そして何より臨床現場経験が無くなるという学生の不利益を考慮し、実習施設側の受け入れ許可があれば可能な限り実習を継続することを学科方針として決定した。

4) 実習施設からの要望

自宅（宿舎）から実習施設への移動は学生によってさまざまであったが、実習開始2週目が経過した段階で、本校のある玉野市から岡山市内に通う2つの実習施設から実習生の公共交通機関の利用制限依頼があった。実習施設変更や宿舎の手配、学内実習など、さまざまな対応を考えた。当時、学校は休校中で、教職員もテレワークを推奨されていたことから、公平性や前例を作ることへの抵抗等、さまざまな意見はあったが、当該学生の不利益を除くことを第一に考え、玉野から岡山市内の施設まで、専任教員による朝夕の送迎を実施することにした。

5) 緊急事態宣言発令による実習中断

種々の対策を行いながら実習開始から3週間が経過した時点で、ゴールデンウィークを前に、ニュース等でもコロナ感染症拡大の懸念が取り沙汰され、本校としても実習中止の判断をどうするか話し合いが続いていた。感染者は急激には増加していなかったものの、県内および近隣県の養成校との情報交換などを行った結果、他校は実習を見送ったり学内実習で代替したりするなどの対応をとっていた。さらに、ゴールデンウィーク明けの感染者増加の懸念もあり、本校においても4月末での実習中止を決定した。

6) 学内実習

ゴールデンウィークが明けた後、学校は休校中であったが、4年生は学内にて6人グループの少人数制で症例をもとにしたグループ学習（症例検討）を行った。グループ学習は臨床実習と同様に実習中は実習服に着替え、毎日の臨床実習記録（デイリーノート）を提出させ、学内実習として臨床実習日数に置き換えた。6月に入ってから、学校の休校が解除されたことで在校生の学内教育が再開したこと、また、実習Ⅱ期目終了後の実習延長および補充実習を見越して、後期配置予定の科目の講義をできるだけ前倒しして実施した。

2. 総合臨床実習Ⅱ期目【2020年6月29日～9月5日】

Ⅱ期目の総合臨床実習は6月29日から開始の予定だったが、事前に全実習施設に実習可否の確認をとったところ、主に県外を含め複数の施設から実習中止の連絡があったため、実習開始までの間に代替の実習施設の確保を図った。若干、実習開始日が遅れた学生はいたが、全員実習を開始することができた。

1) 実習前動向確認（健康チェック・実習施設確認）

実習前動向確認として、Ⅰ期目同様、毎日の健康チェックや行動制限を設け、Ⅱ期目の実習に臨んだ。

2) 実習形態の変化

実習形態については、実習施設によっては病棟や実習担当者を限定するなどの対応を行い、見学をメインにした実習となった。なかには、通学時間帯をずらす形で実習時間を短縮した施設もあった。従来の実習と比較すると、患者様と関わる時間は減った半面、実習時間内に課題学習時間を設けた施設もあり、帰宅してからの課題や自己学習時間が以前より減少傾向にあった。休みの日なども不要不急の外出は避け、長期休みの際にも帰省をしないよう制限を設けた。

3) 体調不良（発熱）による実習不参加の対応

Ⅱ期目の実習中に発熱した学生がいた。当時、発熱外来に関しては事前に病院に連絡して指示を仰ぐという形式になっていたため、近隣病院へ電話したところ、「症状が改善しなければ再度連絡ください」との病院指示があった。数日後症状が改善したため、PCR 検査をすることなく、2週間の自宅待機後実習再開となった。

4) コロナ感染（濃厚接触）者の対応

Ⅱ期目の実習期間中、本校でも在校生に1名、実習施設でも医療スタッフ1名のコロナ感染者が発覚し、その対応に追われた。本校においては保健所指導の下、濃厚接触者26名の検査を実施したが、全員の陰性が確認でき集団感染（クラスター）には至らなかった。実習施設においても病院主体でその対応を行っており、実習学生のPCR 検査陰性を確認し、2週間の自宅待機後、実習を再開した。

なお、7月後半の実習4週目に入ったところで、実習施設がコロナ感染患者受け入れ施設になったことから急遽、実習が中止になった施設が1カ所あったが、すぐに代替の実習施設を確保し、実習を継続することができた。

3. 補充実習【2020年9月14日～9月30日】

1) 実習日数確保対応（継続依頼、新規依頼）

9月5日に規定の総合臨床実習が終了した時点で、必要実習日数の確保ができた学生は皆無であり、追加の補充実習を実施した。そのほとんどは、Ⅱ期目の実習の延長を事前に依頼し、延長が困難であった6名の学生については、老人保健施設などにも実習施設を広げて依頼・実施し、単位として認められる（実習すべき日数の4/5にあたる）80日の実習日数を確保することができた。

2) 体調不良（発熱時）の対応（PCR検査）

補充実習期間にも体調不良で発熱した学生がいた。この期間は、大学等は夏休み期間ということもあり、家族・兄妹の県外移動と学生の体調不良が重なった結果、当該学生は実習中断を余儀なくされた。この時期の学内教育においては、発熱者に関しては登校禁止とし、出席停止扱いの対応をとっていた。病院側からの要望による欠席については出席停止扱いとしたが、実習再開のためにPCR検査の実施を求める施設もあり、その場合の検査費用は学校負担で対応した。

おわりに

コロナ感染症流行のなか、現場での臨床実習ができない養成校も多く存在した。しかし、

4年生全員が単位履修に必要な（実習すべき日数の4/5にあたる）80日を確保することができた。実習施設においては、コロナ感染症対策に配慮する中での実習生の受け入れに、時差通学や病棟の制限、対象者を限定するなど、可能な限り実習を遂行できるように配慮してもらった。学生にとっても、交通機関や休みの日の移動制限、見学を中心とした実習スタイルに臨機応変に対応するなどの苦労はあったかと思う。しかしながら、当年度の実習は実習施設・学生・学校の密な連携と協力、工夫により完遂できたのではないかと考える。

2021年度においても、緊急事態宣言が発令されたことをきっかけに、実習を一時的に中断する状況になったが、実習中止の判断基準や、学内実習に切り替わった時の実習の方法、また中止になった場合や補充実習が必要になった際の実習施設の確保など課題は尽きない。新種の変異株が次々と報告されているコロナ感染症の影響は今後も続くと思われるが、あくまでも臨床現場での実習に参加するための対策を講じつつ、養成校側ができる課題の対応・解決に向けて今後も取り組んでいきたい。

謝辞

稿を終えるにあたり、本校理学療法学科の実習継続にご尽力いただいた実習指導者ならびに関係スタッフの方々には、この場を借りて感謝申し上げます。

参考文献

- 1) 玉野総合医療専門学校理学療法学科臨床実習の手引き（資料①，②）

第1章 臨床実習の位置付け

第3年次から第4年次まで行われる臨床の場での評価・治療経験の全てを含めて臨床実習と呼び、以下のような形態で臨床実習を実施する。

1. 臨床評価実習【第3年次（後期）：135時間（3単位）】

学生自身が机上の学問のみにとらわれることなく、実際の臨床場面に接することにより、障害評価の理解とその実践力を養う。すなわち、実習施設における理学療法（士）の役割機能を学び、対象者を全体的に把握するために必要な、情報収集や評価方法を修得することを目的とする。

2. 総合臨床実習【第4年次（前期）：900時間（20単位）】

学内で修得した諸理論や技術、あるいは関連知識を臨床場面で対象者に応用することにより、そのニーズに結び付け援助する能力を養う。すなわち、臨床実習指導者の監督のもとに、対象者の評価や治療方針の立案、具体的治療行為の実施、その記録報告、再評価という一貫した治療行為を修得することを目的とする。同時に、教育的配慮がなされた環境下で、これまでの理学療法教育を学生自身が総括するための自己研鑽の場であることを認識する。

第5章 臨床実習における学生への課題とスケジュールについて

1. 地域理学療法実習（見学実習）での課題

① 見学実習記録【Daily Note：本校指定の様式を使用するか否かは指導者に委ねる】

学生の日々の行動、担当症例の記録や学習したことを記録として残すことを目的とする。毎朝、必ず指導者に提出しフィードバックを受ける必要がある。

2. 臨床評価実習での課題

① 臨床実習記録【Daily Note：本校指定の様式を使用するか否かは指導者に委ねる】

学生の日々の行動、担当症例の記録や学習したことを記録として残すことを目的とする。毎朝、必ず指導者に提出しフィードバックを受ける必要がある。

② 評価報告書【summary report（レジュメ）：A-4版2枚】

実習で担当した1症例について、レポート等を要約したもの。

③ ケースノート【case note】

担当した症例の日々の変化を記録したもの（診療録）。

3. 総合臨床実習での課題

① 臨床実習記録【(Daily note：本校指定の様式を使用するか否かは指導者に委ねる】

学生の日々の行動、担当症例の記録や学習したことを記録として残すことを目的とする。毎朝、必ず指導者に提出しフィードバックを受ける必要がある。

② 症例報告書【summary report（レジュメ）：A-4版2枚】

実習で担当した1症例について、レポート等を要約したもの。評価結果から導き出された問題点を解決するための「根拠に基づいた治療」の経過についても言及したものであり、包括的に収集された大量の情報から、ある仮説や一般原理を見出したもの。「今後の方針」や「リハビリテーションの予後」についても言及する必要がある。

③ ケースノート【case note】

担当した症例の日々の変化を記録したもの（診療録）。

4. 臨床実習スケジュール

2021年度 総合臨床実習（4年次 前期）

第Ⅰ期：2021年4月5日（月）～2021年6月12日（土） [10週間]

第Ⅱ期：2021年6月28日（月）～2021年9月4日（土） [10週間]

2021年度 臨床評価実習（3年次 後期）

2022年1月17日（月）～2022年2月5日（土） [3週間]

2021年度 地域理学療法実習（2年次 後期）

2022年2月14日（月）～2022年2月19日（土） [1週間]